

8. 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社において、「債権者その他の当該資産運用会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て」が行われた場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【上場規程第1213条第2項第1号d(h)】

※ 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立てには、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

〔開示に関する注意事項〕

○ 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 申立てが行われた日
- b. 申立てに至った経緯
- c. 申立者の概要
 - ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名を記載する。
 - ※ 個人の場合には、氏名、住所（市区町村まで）を記載する。
- d. 申立ての内容
- e. 負債の総額
- f. 今後の見通し
 - ・ 投資法人に与える影響を記載する。
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- g. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項